

# 第四次産業革命を視野に入れた 不正競争防止法に関する検討

## 中間とりまとめ概要

平成29年5月

産業構造審議会 知的財産分科会  
営業秘密の保護・活用に関する小委員会

# 保護対象となる情報等の位置づけ

## 秘密として管理された情報

<自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみを使用>

## 秘密として管理されていない情報

<一定の条件下で利活用可能なもの>

<無制限、無条件での利活用>

### <行為規制による保護>

※ 著作権、特許権などの既存の知的財産権の対象を除く。

価値あるデータ※

#### 営業秘密（不正競争防止法）

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定
- ・差止請求権、損害賠償請求権（※損害額の推定規定あり）、刑事罰などを規定

ビジネス上の選択

### 第1章 データ不正利用行為等の規制

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない

ビジネス上の選択

特段の措置なし※

※共有情報として自由に利活用すべきものであるため。特段の措置は不要と考えられる。

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）（第5回）資料を基に作成

### <情報保護の強化>

#### 営業秘密（不正競争防止法）

<立証責任の転換>  
生産方法について  
-不正な取得行為  
-関連する物の生産をした場合の被告の使用を推定

### 第3章

分析方法等（その他政令で定める情報）を追加

#### 技術的制限手段の保護（不正競争防止法）

- ・コンテンツ（「映像」「音」「プログラム」）の「視聴」「実行」を制限する技術的手段を無効化する装置の提供を規制

### 第2章

- ・技術的な制限手段の保護対象に分析等の「利用」を追加
- ・「データ」に係る技術的な制限手段を保護対象に追加
- ・技術的な制限手段の定義の明確化
- ・無効化サービスの規制

### 第1章

営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブック等の改訂

### 第1章

データに付加する管理情報（データ管理情報（仮））の保護

# 1. データ利活用促進に向けたデータ保護（データの不正取得等の禁止）

データ利活用の促進に向けては、安心して、他者とデータを共有したり、オンラインで外部のA I等のプログラムやストレージ等のサービスを利用できる環境が必要。そのため、新たに、以下の規定の創設を実際の取引実態、ニーズ等を十分踏まえた上で検討する。

**悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、悪質性の高い行為により取得されたデータを使用・提供する行為を、不正競争行為とする。（第一章 1.3、3.3）**

**規制行為：**不正競争行為として以下の行為の規制の在り方について検討する。

- ・暗号化解除等の悪質性の高い行為によるデータの取得
- ・悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供
- ・データに付された管理情報を削除・改変等した上でのデータの提供
- ・不正な目的（図利加害目的など）での、データ提供者の意に反したデータの使用・提供
- ・不正にデータを取得した者から事情を知ってデータの提供を受ける二次取得者以降の取得

留意点

- ・ 契約違反（民法等）として対応可能な行為との整理が必要
- ・ 契約違反が直ちに不正競争行為とはならない様、必要な要件を検討

**保護対象：**以下の点を想定して保護対象を検討する。

- ・客観的に管理の意思について一定の認識ができること
- ・事業活動に有用な情報であること
- ・データ収集・管理等への投資がなされていること 等

留意点

- ・ 収集等にかかった費用等については、その時点での価値等に応じて損害賠償額に反映されるものと考えられる

**救済措置：**規制行為に対し以下の救済措置を設ける。

- ・差止請求、損害賠償（損害賠償額の推定）、信用回復措置
- ※刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて慎重に検討する。

留意点

- ・ その他の救済措置も必要性に応じ検討

**情報のデジタル化が進み、ネットを介して「つながる」環境の進展を踏まえ、営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させる。（第一章 2.3）**

## 2. 暗号化など技術的な制限手段の保護強化

データの価値が高まる中で、暗号化を施した上でのデータのやり取りや、データをAI学習や分析など、視聴以外の利用を行うことが増えてきている。そのため、暗号化されたデータ等の保護強化に向けて、以下の規定の追加等を検討する。

### <保護対象の追加>

- ・「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。
- ・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。（第二章 1.3）



### <技術的制限手段の対象の明確化>

- ・アクティベーション方式等が技術的制限手段に該当することを明確にする。（第二章 2.3）

### <技術的制限手段の無効化に関連するサービスの提供禁止>

- ・技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じ不正競争行為とする。
- ・悪質な行為を伴う、技術的制限手段を無効化する方法を教えるサービスについては、必要に応じ検討する。（第二章 3.3）

### <その他>

- ・技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。（第一章 1.3、第二章 1.3、3.3）

### 3. 技術的な営業秘密の保護（立証責任の転換）

【政令】

データの価値が高まり、データの分析もA I等の実装により高度化が進み、その分析方法等の開発にも相当の投資がなされている。企業は、分析方法等を、営業秘密として秘密管理し競争力を維持している。一方で、万が一、その方法が不正に取得されて使用されたとしても、その使用に関しては、外部からの立証が困難な状況。

そのため、分析・解析・評価方法等について、不正な営業秘密の取得等が認められる場合において、その秘密を使用したことを推定することを検討する。

**不正競争防止法の第5条の2の規定により、技術上の秘密を使用する行為等として推定する対象として、分析・解析・評価方法等を規定（政令）する。（第三章 1.3）**

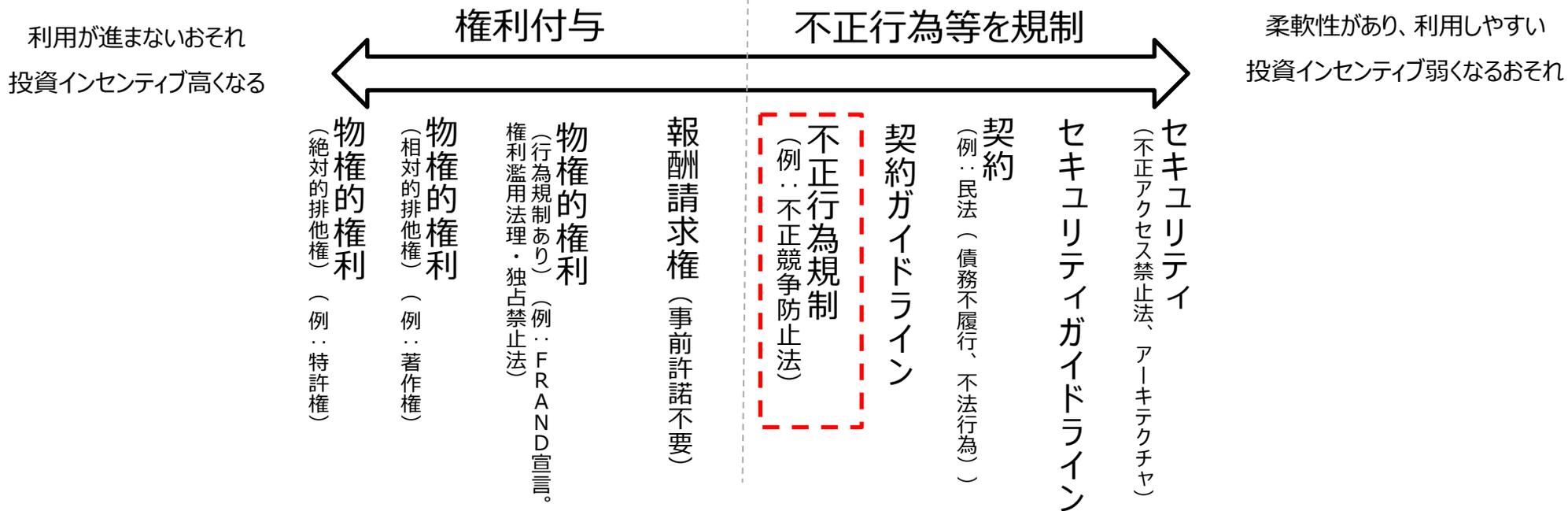
**保護対象**：「技術上の秘密」については、以下の情報等を想定し検討する。

- ①化学分析／検査方法
- ②画像分析／検査方法
- ・上記の秘密に応じた「明らかな行為」についても、検討する。
- ・その他の技術上の秘密に関しても、引き続き、ニーズを把握し、必要に応じ、追加を検討する。

**留意点**

- ・差止の対象とすべき行為の範囲と原告の求める措置とのバランスを考慮しつつ検討する
- ・被告の反証については、証拠に含まれる営業秘密の漏えいを防止する手続が整備されている点も考慮

# (参考)知的財産に関する政策手段と「新たな情報財検討委員会」における検討



## 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 (新たな情報財検討委員会) における主なご意見

- データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの困り込みが起きる。
- 確固たるビジネスモデルが出ていないので、あまりに強い権利を与えたり、がんじがらめの制度になると動きにくい。
- 利活用ということを考える以上は、排他的利用権の設定を新たに創設することには反対。
- 意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について、契約による損害賠償だけでなく、不正競争防止法の何らかの適用をして、差止できると良いのではないか。
- データを不正の意図をもって入手する行為とか、受領したデータを第三者に開示する行為を新たな不正行為として追加するかを検討していただきたい。
- プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為は不正行為と認定するアプローチはあるのではないか。

## (参考) データの利活用促進のための知財制度の在り方について

### 【現状と課題】

- IoTの進展等により膨大なデータ(ビッグデータ)を効率的に収集・共有できる環境が実現し、個人情報を含むデータ利活用に関する一定の法的な基盤<sup>※1</sup>も整備されつつある中で、他社等保有のデータと掛け合わせるなどのデータ利活用による新サービスの創出、産業競争力強化が期待されている。
- 一方で、データを利活用した**ビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立されていないことや、不正利用された場合の対応に関する懸念や不安**などを背景に、必ずしも十分なデータ利活用がなされているとは言えない状況である。
- 現行知財制度上、著作権等の対象とならない価値あるデータを営業秘密として秘匿する以外には、逆に無制限・無条件で利活用させる<sup>※2</sup>しか選択肢がなく、**一定の条件で広く利活用が進むことを支援するような法的な枠組みはなく、業種の垣根を越えて「知」を共有し、連携・協働を進めるオープンイノベーションが阻害されている可能性がある。**

※1 官民データ活用推進基本法(平成28年12月7日成立・同月14日公布)  
改正個人情報保護法(平成27年9月3日成立・同月9日公布)

※2 広告等の他事業で利益を図る目的など

### 【具体的に検討を進めるべき事項】

#### ➤ データ利用に関する契約の支援

価値あるデータの利用に関する**契約ガイドライン等**を策定することにより、データ利用とデータ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進める。

#### ➤ 健全なデータ流通基盤の構築

情報セキュリティ確保のための取組や、価値あるデータの利活用・流通基盤に関する実証などの環境整備を進めるとともに、データ取引市場などの**データ流通基盤の中で、利用とそれに伴う利益分配に関する事実上のルール**を作ることについて、具体的に検討を進める。

#### ➤ 公正な競争秩序の確保

価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる**公正な競争秩序を確保**するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進める。

### 【引き続き検討すべき事項】

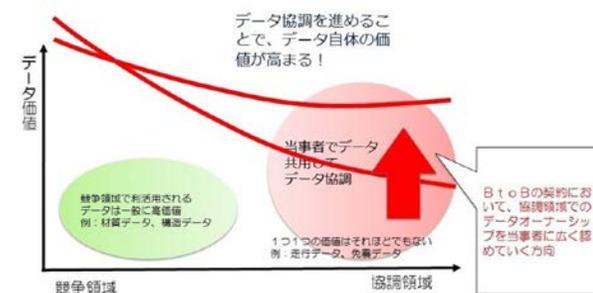
#### ➤ 利活用促進のための制限のある権利の検討

データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、制限のある権利について必要かどうかも含めて引き続き検討する。

【本検討委員会の主な検討対象】

データの種類	個人に関わらないデータ	匿名加工されたデータ	個人情報を含むデータ
原資			
民間の投資等	今回の主な検討対象		
公的資金			

【データの利活用と価値の関係イメージ】



出典: 新たな情報財検討委員会第4回会合資料6(経済産業省(情報経済課)説明資料)

## (参考) 欧州におけるデータ・AIを巡る議論の状況

### 【データに関する議論の状況】

・欧州委員会は本年1月に「欧州のデータエコノミーの構築」と題する書面を公表し、データの自由流通を実現することにより社会・経済の発展を図るべく、データを巡る様々な課題について利害関係者と対話を行っていくことを明らかにした。特に知財に関しては、IoT等の機械から得られる生データであって知財権の対象となっていないものについて、適切なアクセスを確保し、利活用を促進するために、どのような方法が考えられるのかが課題として挙げられている。

### 【AIに関する議論の状況】

・AIの行った行為の責任に関する議論はされているが、知財に関する議論はほとんど行われていない。

#### 「欧州のデータエコノミーの構築」に挙げられた検討事項

- ・データの契約に関する指針を作る。
- ・データベースに関するSui generis right(特別の権利)(※)の見直しを行う。
- ・データのトレーサビリティを高める等、データ取引の信頼性の向上に有効な技術の開発を促進する。
- ・契約上の地位の不均衡や法的手続きコストを低減するため、契約のモデルを作る。
- ・公共の利益や科学的な目的のために、公的機関がデータへアクセスすることを認める。
- ・機械の所有者や長期借用者といったデータを生成している主体に、データの使用权(データ生成権)を付与する。
- ・公平、妥当かつ差別のない(FRAND)条件の下でデータを提供したデータ保有者が報酬を受け取ることが出来るような仕組みを設ける。

※データベースに関するSui generis right(特別の権利)とは、1996年の「EUデータベース指令」によって定められたもので、創作性が認められず著作権法によって保護されないデータベースについて、データベース作成に係る投資を保護するために特別に付与される権利。実質的な部分の抽出や再利用を禁止することができる。保護期間は15年。

#### データの保護・利活用に関する有識者の意見

- ・データに関してはまだビジネスモデルが確立されていない中で、(排他的な)知財権を付与することは、データの流通を阻害するのではないか。営業秘密や契約での対応も可能である。
- ・Sui generis rightはあくまでデータベースを保護するとされているところ、データとデータベースの区別が難しく、権利の外縁がわかりにくいこと(何が侵害となるのかわかりにくいこと)から使い難い権利となっている。
- ・価値あるデータの不正取得について、不正競争防止法における行為規制アプローチは考慮しても良いのではないか。

平成29年1月30日～2月3日に行った知財事務局現地調査を基に作成  
調査対象は、欧州委員会(貿易総局、成長総局、通信総局)並びに  
マックスプランクイノベーション・競争法研究所及びミュンヘン大学の  
有識者4名

## データ保護の検討対象とする事例について

平成29年1月31日

経済産業省 知的財産政策室

本委員会において検討を進めるにあたって、保護することが望ましいデータとしての具体的な事例を、委員の皆様や産業界からご提案いただいたので、主な分類に分けて、整理した。

ご提案に当たっては、営業秘密としての保護が必ずしも明確とはなっておらず、事業者が法的保護の予見可能性を高く持ちながら事業活動に取り組むことが難しいと思われる事例を想定いただいた。

加えて、インターネット上で公開されている、AIや翻訳の利用にあたっては、利用の際に入力する情報やAIの場合の学習済みモデルの取扱いに関して不安に感じている利用者が多く、その利用は慎重にならざるを得ないとの意見もあったため、データの収集の際の規約等に反するデータの使用等の行為についても検討の対象とする。

### いただいた主な意見

以下に掲げる事例を想定しつつ、どのような要件を満たす場合において保護対象とするのかについて検討する。(資料6の検討事項)

#### 1. 複製禁止などの取扱いを示しHP等に公開している情報

##### ①データベースの利用を閲覧のみ(or複製禁止)としているケース

- : インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用を閲覧のみとし、その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの
- －材料・素材の特性データ

##### ②製品やソフトウェアへの入力・更新用のデータ

- : インターネット上に掲載し、一般的にアクセスが可能なデータベースのうち、その利用が、特定の製品やソフトウェアでのみ読み込めるデータ形式としているもの
- －カーナビ用の地図データ(年度ごとに更新される)
  - －カメラ画像の歪み修正ソフト用のデータ(カメラ×レンズの組合せ)
  - －玩具の音声等の更新(TVアニメに連動して更新)

**2. 特定の者のみで共有している情報（秘密保持契約までは結ばれていないものの、利用料の支払い等要件を満たせばアクセス可能なもの）**

→秘密管理性、非公知性の要件が必ずしもあきらかでないが複製禁止など取扱いが示されている)

**①利用料を支払った会員のみが利用できるデータベース**

：アクセスを制限し ID/パスワードで管理。その複製や、業務上の利用を、規約等で制限しているもの

－有料のデータベース（判例分析、トレンド分析等）

**②各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース**

：データを出した企業のみアクセスを制限。

－医薬業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム

**③放送等向けの加工前画像**

：放送等の番組として編集加工の素材となる映像を、契約に基づきアクセスを制限し提供（著作物としての保護が明確ではないものが含まれるおそれ）

**④匿名加工後のデータベース**

：収集した個人情報を匿名加工した後のデータベース

**3. 特定の者のみで共有し秘密保持契約を結んでいる情報**

→営業秘密の三要件を満たす場合は、営業秘密として保護が想定される

**①AI学習用のデータセット**

－事実のみのデータセット：著作物とは認められないものの、営業秘密としての要件を満たせば保護されうる

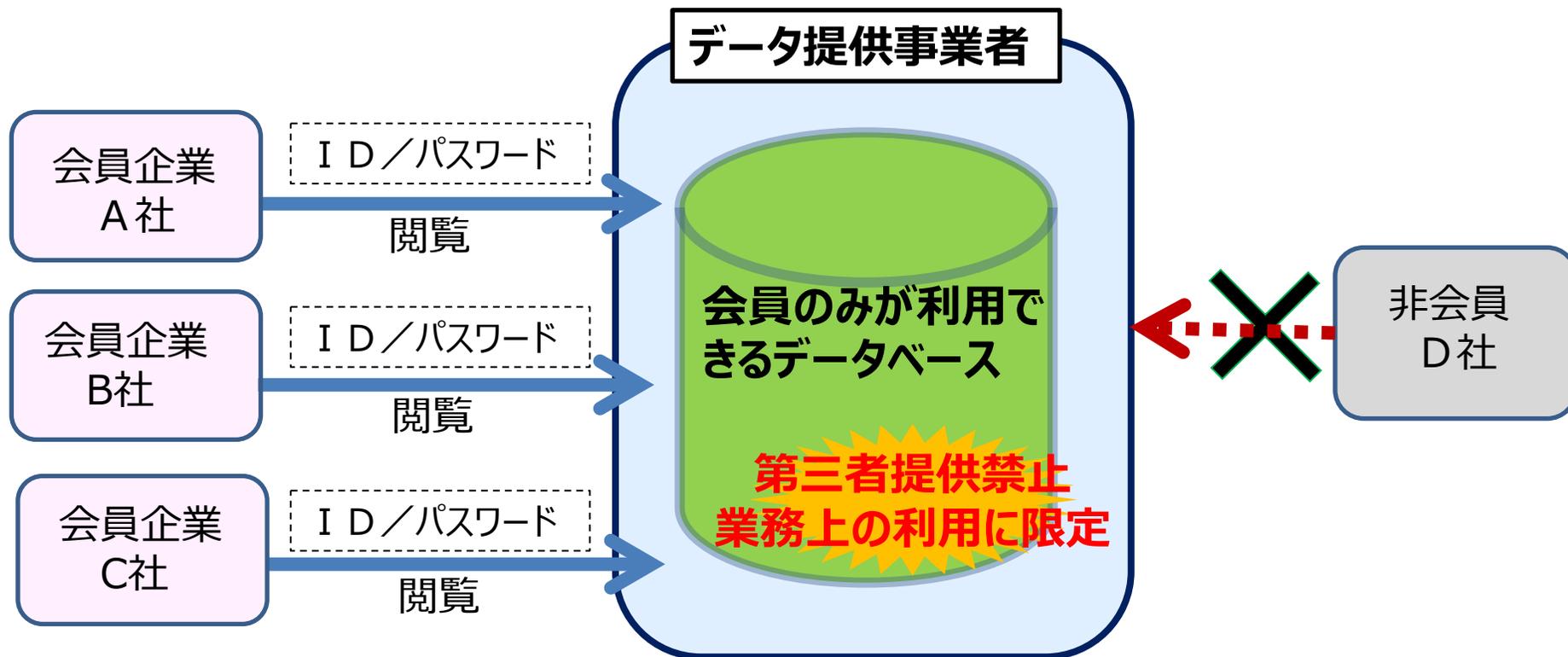
－失敗事例などを含むデータセット：失敗の事例や、異物混入、事故画像など、それ自体がネガティブな情報が含まれているからといって、有用性の要件が否定されるわけではない

**②産業機械の稼働データ**

－メンテナンスや不具合予兆の検知のために産業機械メーカー等と共有したデータも、守秘義務契約等を結んでいる場合は、秘密管理性の要件を満たす

以上

## 類型①：会員のみが利用できるデータベース

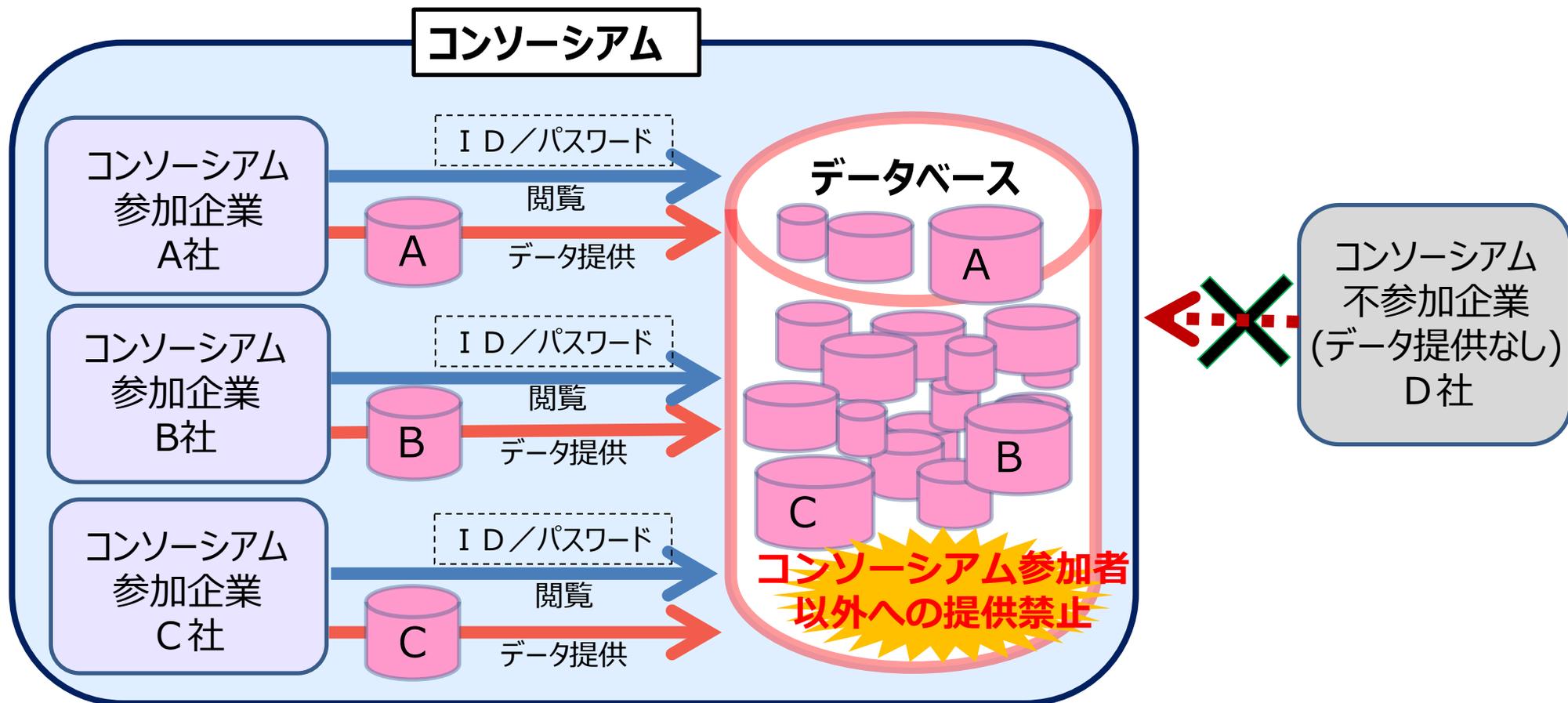


### <契約・管理の実態>

- ・アクセスを制限し、ID/パスワードで管理。
- ・その複製や、業務上の利用を規約等で制限している。
  - 有料のデータベース（判例分析、トレンド分析、二次加工した気象データ等）

# (参考) 特定の者のみにデータを公開しているケース

## 類型②：各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース

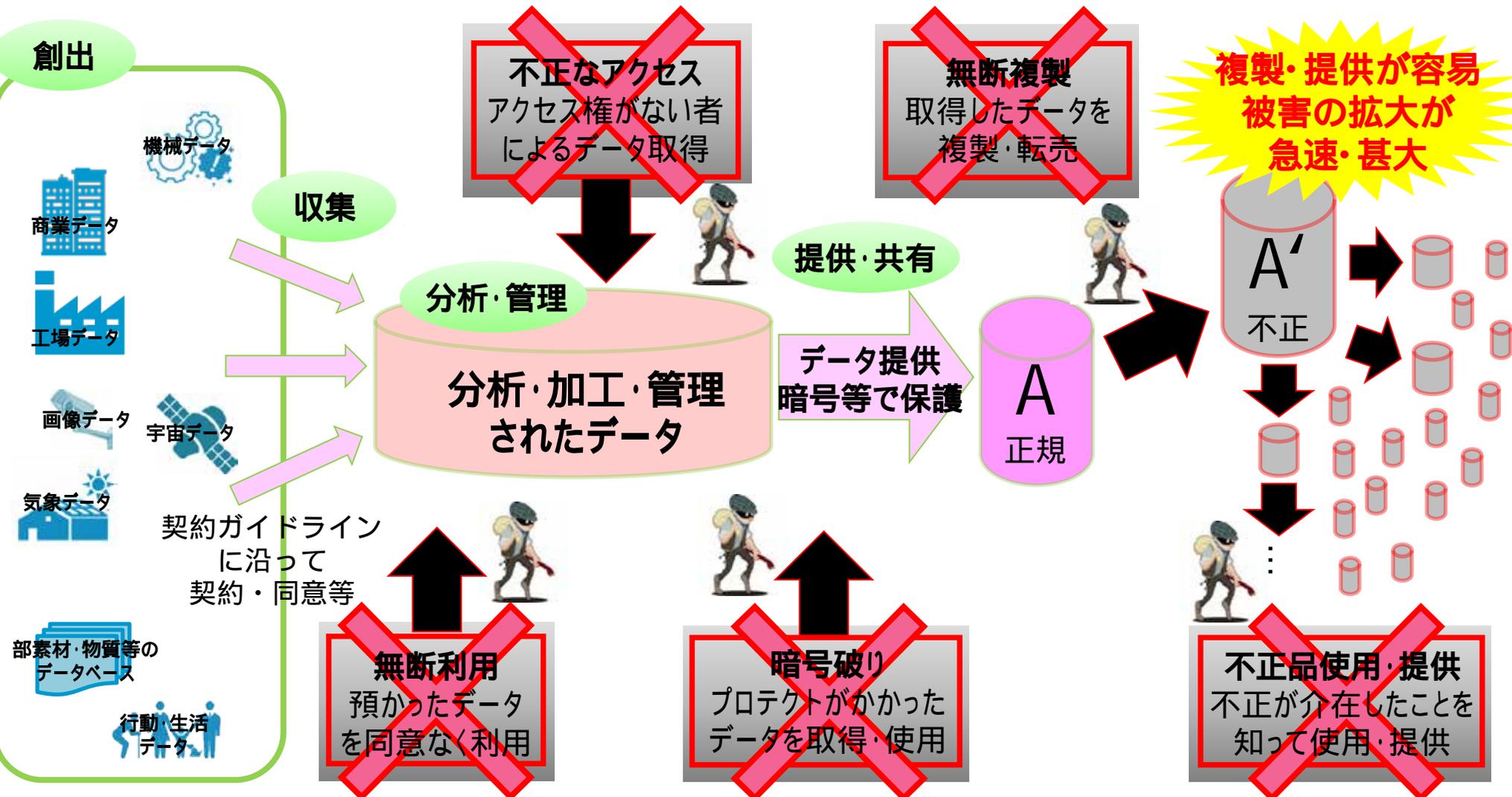


### <契約・管理の実態>

- ・データを提供した企業のみアクセスを制限。
  - 医療業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム、部素材・物質等のデータを共有するコンソーシアム

# 不正競争防止法における対応の方向性 (不正な行為のイメージ)

Connected Industriesの実現には、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備が重要。



# 不正競争防止法における対応の方向性（データの不正取得等の禁止）

データの不正取得や不正取得されたデータが流通することの、抑止と被害低減のため、不正競争防止法の改正に向けた詳細な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。

- 民法一般を適用するだけでは、差止請求が困難
- 裁判において、データが著作物と認められる  
ケースは限定的
- 一度、不正な流通が行われると、被害が甚大で  
食止める手段がない

現状では、データの社外への提供は、慎重とならざるを得ない

データの利活用の促進には  
制度の抜本的な強化が必要

## データの不正取得等の禁止

悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、不正に取得されたデータを使用・提供する行為の禁止

「悪質性の高い行為」による取得等の行為のイメージ

データに暗号・パスワード等技術的なアクセス制限を行ったにもかかわらず、無効化してデータを取得する行為  
データを取得・利用しないと約してデータを預かる者が、利用者を欺いてデータを取得・利用・提供する行為  
データ不正取得した者から不正が介在したことを知ってデータ提供を受けた者が、データを使用・提供する行為

救済措置：

- 差止請求、損害賠償（損害賠償額の推定）、信用回復措置

刑事措置については、必要性、自己による適切な管理の促進等の観点から引き続き検討

# 不正競争防止法における対応の方向性（暗号化技術の保護強化等）

情報のデジタル化が進むと共に、AI等を活用した分析も高度化し、やり取りされるデータの種類・性質も増え、その利用方法が多様になってきている。

これにともない、不正使用や情報漏えいを防ぐために、データに暗号など技術的な制限を施すことが広がりつつある。また、データの収集・分析等に関わる投資・労力も増加している。

## データに施される暗号化技術等の保護強化



現状では、映像・文字・音などの視聴を制限するために施される暗号等の技術的な制限手段が保護対象となっている。

映像・文字等をAI等により分析等を制限する技術手段や、視覚・聴覚で認識できないデータ（位置情報、電気的信号等）の利用を制限する手段、を新たに保護対象に追加することを検討

## 企業が秘匿するデータ分析方法の保護強化【民事訴訟の負担軽減：立証責任の転換】【政令】

企業が営業秘密として秘匿管理しているデータの分析方法が、他者に不正に持ち出され、類似のサービスが行われていると立証できる場合には、民事裁判において不正使用が推定され、立証責任が被告へ転換される。

### < 検討状況と今後のスケジュール >

平成28年12月 産構審 知財分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」（委員長：岡村久道）で検討を開始

平成29年4月 産構審 新産業構造部会にて検討

平成29年5月 “第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ” を公表

→ 新産業構造ビジョンや日本再興戦略2017、知的財産推進計画2017に反映

→ 今後、制度の詳細設計・法案の検討 小委員会を改組し、引続き検討

→ 次期通常国会に、不正競争防止法の改正法案を提出予定